

93 S N A の改定 (1993 S N A rev. 1) に向けた国際的な検討状況
(公的部門に関する主な論点)

項 目	論 点	A E G ^(注 1) における議論
キャピタルゲインに対する税	S N A においてキャピタルゲインは所得には含まれない一方、キャピタルゲインに対する税は所得に課される税として扱われる。このように矛盾した現行の取り扱いを変更すべきか。	○現行どおりの扱いとする。 ○分離が可能で意味がある場合には、キャピタルゲインに対する税を所得に課される税の内訳項目として表章する。
税の取り扱い	○税の定義及び範囲の明確化 (免許取得に係る手数料を税と扱うべきか等について議論) ○発生主義による税の記録 (記録時点、計上額、どの程度の柔軟性を認めるか) ○税控除の取り扱い (税収から差し引くのと、一部または全部を政府支出として記録することの、いずれが適当か)	○税の定義及び範囲の明確化 引き続き議論中 ○発生主義による税の記録 ・課税事実が発生した時点で記録(ただし、所得税については、税額が評価できるようになった時点での記録を認める) ・徴収不能分を除去して記録する方法として次の3つを推奨 ①実際の納税額を発生ベースに転換 ②課税事実発生分の税額を直近の未収実績で調整 ③課税事実発生分の税額を記録するとともに、徴収不能確定時に未収分を政府からの資本移転として記録 ○税控除の取り扱い 全額を政府支出として記録。
公的／民間／政府部門の分類(格付け)	○政府または民間による「支配」の有無の判断基準 ○市場性の有無の判断基準 (「経済的に意味のある価格」という基準は曖昧ではないか)	○判断基準を根本的に変更する提案はなし。 ○「支配」の有無を判断するための具体的指標を複数提示(全てを満たす必要はない) ○市場性の有無の判断についても、より詳細な指針を提示。

項 目	論 点	A E G ^(注1) における議論
政府と公的企業の間 の取引（資本投入、 配当等）の記録	政府と公的企業・公的準企業 ^(注2) の間における多 額で例外的な支払の取り扱いが、公的企業と公的 準企業で統一されていないことについて	○公的企業から政府への例外的支払の取り扱いを公的準企業に 揃える。 ⇒「持ち分からの引出し」として記録 ○政府からの例外的支払についても、公的企業と公的準企業の 取り扱いを統一。 ・累積損失の補填を目的とするものは、資本移転として記録。 ・商業ベースで、正当なリターンを得ることを期待して行わ れるものは、「持ち分への追加」として記録。
政府による債務保証 の付与およびその履 行	○債務保証に伴う債務の記録方法 （現行では、債務保証は不確定債務として扱われ るため、市場取引が可能なものを除き、付与した だけでは記録されない。）	○政府保証について3分類を提案 ①金融派生商品の形で供与される保証 ⇒市場取引可能であり、現行と同様に記録。 ②規格化された保証（規格化され、比較的少額で多数に対し て付与されるもの。例：輸出信用保証） ⇒非生命保険（損害保険等）と同様に記録。 ③単発（one-off）の保証（特異性が高く付随するリスクを図 ることができないもの） ⇒現行どおり不確定資産・債務として認識し、金融資産・ 負債には記録しない。

（注1）Advisory Expert Group の略称。1993 S N A rev.1 について議論するための専門家グループ。

（注2）その所有者とはあたかも別個の企業であるかのように運営されている非企業単位で、その所有者との事実上の関係が、法人とその株主の
関係に類似しているもの。